

加盟団体 各位

公益財団法人 東京都柔道連盟
会 長 鳥海 又五郎
(公印省略)

令和元年度 第3回公認審判講習会 及び B・Cライセンス審判員学科試験の開催について (ご連絡)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より柔道の普及発展のため、ご支援いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年度第3回公認審判講習会及びライセンス学科試験を下記により開催致しますので、各加盟団体でご周知下さいますようお願い致します。

なお、この講習会は、全柔連公認審判員規程第5条6「A・B・C審判員は、第4条各号に定められる管轄団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。」に該当する講習会で、2年以上に亘って受講しない審判員は資格喪失となります。

記

【公認審判講習会】

- 1 日 時 : 令和元年9月8日(日) 午前9時30分～12時00分
- 2 会 場 : 講道館 新館6階 学校道場
- 3 持 参 品 : 筆記用具(柔道衣は必要ありません) ※ 講習会の資料は、当日配布致します。

【B・Cライセンス学科試験】

- 1 日 時 : 令和元年9月8日(日) 午後1時00分～2時00分
- 2 会 場 : 講道館 新館2階 教室 他(当日連絡します)
- 3 持 参 品 : 筆記用具(柔道衣は必要ありません) ※「受験票」は当日受付にてお渡し致します。
- 4 受験資格 : 1) 東京都において全柔連登録をしていること。
本年度の登録確認を行いますので、必ずご登録願います。
2) 当日の審判講習会を受講していること。
3) 詳細な受験資格については別紙「公認審判員規定(別表1)」を参照のこと。

※ Bライセンスを受験される方は、都柔連ホームページより『受験調査票』をダウンロードし、必要事項をご記入の上、講習会当日に受付にご提出ください。

◎ 申 込 み : 各加盟団体で取りまとめ、別紙申込書にて申込み(郵送またはFAX)

(申込書は都柔連ホームページからもダウンロードできます)

締切 8月29日(木) 必着

※ 個人及び電話でのお申込みは一切受け付けません。

◎ 受 講 料 : 加盟団体にて全員分を取りまとめ、「現金書留による郵送」または

「都柔連事務所にて直接お支払」をお願い致します。

振込みを希望される場合は都柔連事務局(03-3818-5639)までご連絡下さい。

また、講習会当日のお支払はご遠慮下さい。

《受験・受講料》

- 1) Bライセンス受験者 =5,000円(受講料2,000円+受験料3,000円)
- 2) Cライセンス受験者 =4,000円(受講料2,000円+受験料2,000円)
- 3) Bライセンス既取得者 =3,000円
- 4) Cライセンス既取得者 =2,000円
- 5) 顧問審判員及び未取得者=2,000円

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢 ※1	30歳以上 満58歳まで	28歳以上 満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
	③審判経験	「A」取得者の中から 選考する。	「B」取得後3年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	「C」取得後2年以上 の審判経験を有し、そ の者が本連盟登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	都道府県において本連 盟登録をし、かつ講習 会に出席し、許可され た者とする。
(2) 試験方法	本連盟審判委員会選考 審査部会において審議 ・選考する。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	本連盟審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官3名以上がこ れにあたる。試験官は 審判委員会委員、Sラ イセンス審判員の中か ら指名される。 地区以上が主催する大 会において審査する。 受験回数は年1回とす る。	地区柔道連盟（連合会 ・協会）から選ばれた 審査員3名以上がこれ にあたる。 地区柔道連盟（連合会 ・協会）が主催する講 習会に出席し、その主 催する大会において審 査する。	都道府県における講習 会等に出席し、その地 域において審査する。	
(3) 試験内容	実技審査を行う。	筆記および実技審査を行う。			

※1：年齢は、資格認定当日の年齢とする。

項目	顧問	S	A	B	C	備考
受験料		なし	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	試験を受ける時 (1回につき)
研修会受講料		5,000円	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	研修会受講時
登録費	20,000円	3,000円	2,500円	1,500円	1,000円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・Cライセンスの1/2は本連盟納入分)

※1：年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

※2：講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。

※3：会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。